

重要事項説明書

(訪問介護)



令和 7 年 5 月 1 日

社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会
社協ヘルパーステーション八幡浜

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

指定居宅サービス 事業開設者名称	しゃかいふくしほうじん やわたはまししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会		
主たる事務所の所在地	愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健福祉総合センター2階		
法人種別	社会福祉法人	法人所轄庁	愛媛県
代表者の職・氏名	せいけい しゅんぞう 会長 清家 俊蔵		
電話番号	0894-23-2940	FAX番号	0894-23-0506

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	社協ヘルパーステーション八幡浜		
サービスの種類	訪問介護	指定番号	3870400466
所在地	愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1 保内保健福祉センター1階		
通常の事業実施地域	八幡浜市（但し、島しょ部を除く）		
電話番号	0894-36-0262	FAX番号	0894-36-1173
営業日	毎日		
営業時間	8:30～17:15（※必要に応じて対応します）		
管理者	萩森 都		

3. 事業の目的と運営方針

訪問介護	事業の目的	要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図ることを目的とし、訪問介護サービスを提供する。
	運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者がその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

4. ご利用事業所の職員体制

職種	員数	勤務の形態
管理者	1名	常勤・兼務
サービス提供責任者	1名以上	常勤1名以上
訪問介護員	2.5名以上	常勤換算2.5名以上

5. 利用料

契約書 第5条、第7条、第9条 関連

身体介護 中心型		基本利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
	20 分未満	1, 790 円	179 円 (179 単位)	358 円 (358 単位)	537 円 (537 単位)
	20 分以上 30 分未満	2, 680 円	268 円 (268 単位)	536 円 (536 単位)	804 円 (804 単位)
	30 分以上 60 分未満	4, 260 円	426 円 (426 単位)	852 円 (852 単位)	1, 278 円 (1, 278 単位)
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5, 790 円	579 円 (579 単位)	1, 158 円 (1158 単位)	1, 737 円 (1737 単位)
	1 時間 30 分以上	30 分を増す毎に 900 円を加算	30 分を増す毎に 90 円を加算	30 分を増す毎に 180 円を加算	30 分を増す毎に 270 円を加算
	引き続き生活援助を算定する場合				
	生活援助 20 分以上 45 分未満	720 円を加算	72 円 (72 単位)	144 円 (144 単位)	216 円 (216 単位)
	生活援助 45 分以上 70 分未満	1, 430 円を加算	143 円 (143 単位)	286 円 (286 単位)	429 円 (429 単位)
70 分以上	2, 150 円を加算	215 円 (215 単位)	430 円 (430 単位)	645 円 (645 単位)	
生活援助 中心型	所要時間	基本利用料	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
	20 分以上 45 分未満	1, 970 円	197 円 (197 単位)	394 円 (394 単位)	591 円 (591 単位)
	45 分以上	2, 420 円	242 円 (242 単位)	484 円 (484 単位)	726 円 (726 単位)
加算の 種類		加算要件	加算基本利用料	利用者負担	
	初回加算	①新規にサービス提供責任者が訪問介護計画を作成し、自ら訪問介護を行った場合 ②過去 2 月に訪問介護の提供を受けていない場合	2, 000 円	200 円 (200 単位)	
	緊急時訪問介護加算	利用者又は家族から要請を受け、ケアマネージャーが必要と認めた時に行った場合	1, 000 円	100 円 (100 単位)	
	生活機能向上連携加算	サービス提供責任者がリハビリテーション職と身体 の 状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービスを提供した場合 (1 月につき)	1, 000 円	100 円 (100 単位)	
	特定事業所加算Ⅱ	介護福祉士等の一定割合以上の配置 重度要介護者等の一定割合以上の利用＋研修等の実施	所定単位数の 10% を乗じる		
	業務継続計画未実施減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や災害時の発生時において、事業継続計画を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	所定単位数の 1. 0% を減算		
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置が講じられていない場合	所定単位数の 1. 0% を減算		

		・虐待防止のための指針を整備すること ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること ・上記措置を適切に実施するために担当者を置くこと	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	従来の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等加算を一本化し、当月の訪問介護利用実績に加算をいたします。	当月に算定した単位数の合計×22.4%
※それぞれの加算についても負担割合証に応じた料金となります。			
介護給付対象外費用	支給限度額を超えてご利用になったサービスの利用料について	支給限度額を超えて受けられたサービスは介護保険給付対象外となり、全額自己負担になります。	
	自費利用サービス	通院介助において介護保険で算定できない時間の自己負担 30分未満 800円 30分以上1時間未満 1,600円 1時間以上 30分増す毎に 800円加算します。	
	通常の実施地域以外に係る費用	自動車・バイクを使用し、通常の実施地域を越えた地点から 1km 毎に 100円	

6. 事故発生時の対応について

事業所は、訪問介護サービスの提供により、事故が発生した場合、次の手順に基づいた対応を実施します。

- (1) 利用者の安全の確保
- (2) 事故発生状況・内容の確認
- (3) サービス事業所の責任者への報告
- (4) ご家族等・市区町村・居宅介護支援事業所への連絡
- (5) 事故の解決に向けた対応の実施
- (6) 事故発生原因の解明、及び再発防止への措置
- (7) 利用者への事故解決経過・結果の説明
- (8) サービス事業所の責任者等への最終報告

サービス提供により、利用者へ賠償すべき事故が発生した場合、第 14 条に基づき、損害賠償を速やかに履行します。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待に関する責任者の選定および設置をしています。

虐待防止に関する責任者	萩森 都
-------------	------

- (2) 虐待防止に関する指針を整備しています。
- (3) 成年後見制度の利用支援をします。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (6) 虐待防止委員会を設置し定期的に開催します。委員会での検討結果を職員へ周知徹底します。

8. 事故発生時・緊急時の対応について

事業所は、訪問介護サービスの提供により事故の発生や緊急事態等が生じた場合は、速やかに利用者の家族等、利用者の医療機関及び市町村、当該契約者に係る関係者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。緊急時の連絡先及び対応可能時間は、「2. ご利用事業所の概要」にある営業時間となります。

利 用 者 の 主 治 医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊 急 連 絡 先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

9. 相談・要望・苦情等の窓口（契約書 第21条関連）

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 毎日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 TEL 0894-36-0262 FAX 0894-36-1173 面接場所 〒796-0202 八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1 保内町保健福祉センター 1階 社協ヘルパーステーション八幡浜 担当者 萩森 都
八幡浜市社会福祉協議会 苦情解決第三者委員	1) 野本 益市 連絡先: [REDACTED] TEL [REDACTED]
	2) 池田 泰広 連絡先: [REDACTED] TEL [REDACTED]
	3) 福田 美保 連絡先: [REDACTED] TEL [REDACTED]
八幡浜市	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 土日、祝日休み ご利用方法 TEL 0894-24-6626 FAX 0894-24-6652 面接場所 〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健福祉総合センター 1階 保健センター 介護サービス係
愛媛県運営適正化委員会	ご利用時間 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 休所日 土日、祝日 年末年始（12月29日～1月3日） ご利用方法 TEL 089-998-3477 FAX 089-921-8939 Eメール kujo@ehime-shakyo.or.jp 所在地 〒790-8553 松山市持田町三丁目8-15 愛媛県社会福祉協議会 内
愛媛県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 土日 休み ご利用方法 電話 089-968-8700 面接場所 松山市高岡町101-1 愛媛県国民健康保険団体連合会 介護保険課

10. 厚生労働省が定めるサービス提供ができない内容

- 医療行為
- 各種支払や年金等の管理、金銭の貸借、お金の出し入れ、振込等金銭の取扱い
- 庭の草刈り、花木の水やり、庭木の手入れ、園芸
- 大掃除・居室以外の窓ガラス拭き・床ワックスかけ、室内外屋の修理、ペンキ塗り
- 家族の食事、正月・節句などのために特別な手間をかけて行う料理
- 利用者が使用する居宅等以外の清掃
- 利用者以外の家族にかかる洗濯、調理、買物、布団干しなど
- 来客の対応
- 自家用車の洗車・清掃
- 飼い犬、猫等ペットの世話

○仏壇のお供え

○室内模様替え、家具・電気器具の移動・修繕

○散髪の介助

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

【事業者名】 社協ヘルパーステーション八幡浜 愛媛県 3870400466
【住 所】 愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1 保内町保健福祉センター1階
【管理者名】 萩森 都

訪問介護の提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

【説明日】 令和 年 月 日 【説明者】 職氏名 _____ 印

私及び家族(代理者)は、訪問介護サービスの利用開始にあたり、本書面に基づき重要事項についての説明を受け、了承しました。

【利用者氏名】 _____ 印

【家族または代理者氏名】 _____ 印 (続柄・関係)